⑶　120ミリメートル光ディスク（以下「ＣＤ－Ｒ」又は「ＣＤ－ＲＷ」という。）
　構造及びトラックフォーマットは、日本工業規格X6281により、日本工業規格X6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。

2　ボリューム及びファイル構成は、次のとおりとする。
　ＦＤ又はＭＯへの記録においては、日本工業規格X0605により、ＣＤ－Ｒ又はＣＤ－ＲＷへの記録においては、日本工業規格X0606による。

3　書き込み禁止の設定

⑴　ＦＤ及びＭＯ
　ＦＤ及びＭＯは、書き込み禁止が設定された状態にして、提出されなければならない。

⑵　ＣＤ－Ｒ
　ＣＤ－Ｒは、日本工業規格X6282「情報交換用120㎜追記形光ディスク（ＣＤ－Ｒ）」に規定する「ディスクアトワンス」にて書き込みを行い、追記不可の状態にして、提出しなければならない。

⑶　ＣＤ－ＲＷ
　ＣＤ－ＲＷは、日本工業規格X6283「情報交換用120㎜リライタブル光ディスク（ＣＤ－ＲＷ）」に規定する「ディスクアトワンス」にて書き込みを行い、追記不可の状態にして、提出しなければならない。

4　使用する文字等の範囲は、次の⑴から⑶までに掲げるとおりとし、この範囲外の文字等は、その読みを表す片仮名に置き換えて、記録する。文字の符号化表現は、8-bit UCS Transformation Format（UTF-8）に規定する方式による。
　なお、申請データに外字（日本工業規格X0201及びX0208-1997に定義されていない文字）が含まれている場合には、その外字の読みを片仮名で記録する。

⑴　日本工業規格X0201及びX0211が定義する文字集合

⑵　日本工業規格X0208-1997が定義する文字集合（非漢字、第一水準漢字及び第二水準漢字。ただし、「―」、「～」、「‖」、「¢」、「£」及び「¬」を除く。）

⑶　⑴及び⑵にかかわらず、第２の２⑵から⑹まで及び第３の２⑵から⑻までの各表の「タグ名」に掲げる事項のうち、「固定／可変」欄に係る事項として記録するものについては、日本工業規格X0211の制御文字及び１バイト仮名文字を除くものとする。また、「タグ名」に掲げる事項のほかにおいては、「水平タブ」、「復帰」及び「改行」を使用することができる。

第２　動産譲渡登記に関する記録方式

1　ファイルの構成等

⑴　１枚の申請磁気ディスクには、登記共通事項ファイル、譲渡人ファイル、譲受人ファイル及び動産個別事項ファイルを１個ずつ設ける。また、代理人により登記の申請をする場合には、代理人ファイルを１個設ける。各ファイルには、下表のとおり、申請磁気ディスクに記録すべき事項を記録する。不要なファイルを設けてはならず、ファイルは、フォルダに格納してはならない。
　１枚の申請磁気ディスクには、１件の申請に係るデータのみを記録する。また、１枚の申請磁気ディスクに記録することができる動産個別事項の個数は、1,000個以内とする。

項番	ファイル	記録すべき事項
1	登記共通事項ファイル	項番２から５までのファイルに記録すべき事項以外の事項
2	譲渡人ファイル	譲渡人に関する事項
3	譲受人ファイル	譲受人に関する事項
4	動産個別事項ファイル	譲渡に係る動産に関する事項
5	代理人ファイル	代理人に関する事項

⑵　各ファイルのファイル形式は、ＸＭＬ規格とし、日本工業規格X4159で規定する「拡張可能なマーク付け言語（ＸＭＬ）１．０（英文名称：Extensible Markup Language（ＸＭＬ）１．０）」に準拠して、記録しなければならない。

2　各ファイルへの記録の方法

⑴　通則

ア　各ファイルのファイル名は、下表のとおりとしなければならない。

項番	ファイル	ファイル名
1	登記共通事項ファイル	COMMON.xml
2	譲渡人ファイル	JT.xml
3	譲受人ファイル	JJ.xml
4	動産個別事項ファイル	MOVABLES.xml
5	代理人ファイル	DAIRI.xml

イ　各ファイルに所要事項（データ）を記録する際には、次の⑵から⑹までに定めるところにより、「項番」欄に掲げる番号の順に、「タグ名」欄に掲げる事項を「文字種類」欄に掲げる文字等を用いて記録する（「商号等」の項を除き、「スペース」を含んではならない。）。

注記（⑵から⑹までに共通の事項）

1　「タグ名」欄に掲げる事項を記録する際には、記録すべき事項の前後にそのタグ名を記録しなければならない。例えば、「〈商号等〉法務商事株式会社〈/商号等〉」のように記録しなければならない。

2　「文字数」欄に掲げる数値は、記録すべき事項の文字数を示す。この文字数は、「固定／可変」欄に「固定」と表示された項目については定められたとおりの文字数でなければならないが、「固定／可変」欄に「可変」と表示された項目については、定められたとおりの文字数以内であればよい。

3　「条件」欄に「必須」と表示された項目は、必ず記録しなければならない。「任意」と表示された項目は、記録しなくてもよい（ただし、各項目の注記に従う。）。「予備」と表示された項目は、将来この告示の改正等により必要が生じた場合に使用することを予定したものであり、現段階では、記録しない。

4　「商号等」又は「氏名」の項に譲渡人又は譲受人の氏名又は商号若しくは名称を記録する際には、「商号等」又は「氏名」の項に本来の表記（戸籍に記載した事項の証明書又は登記事項証明書等に記載されている漢字仮名交じりのもの又はローマ字その他の符号）を記録し（商号又は名称にローマ字を使用している場合に限り、先頭及び最後尾を除き、「全角スペース」を記録することができる。）、「フリガナ」の項に読み仮名を片仮名で記録する。

⑵　登記共通事項ファイル

項番	タグ名	固定／可変	文字数	文字種類	条件
1	登記共通事項	—	—	—	
2	登記種別コード	固定	2	半角数字	必須（注１）